

## 指名停止措置の概要

### 1. 指名停止措置業者名及び住所

業者名	住所	備考
株式会社 矢口	茨城県ひたちなか市笹野町1-1-5	

2. 指名停止措置期間 令和元年11月18日 ~ 令和元年12月17日 (1箇月)

3. 指名停止措置の適用範囲 笠間市が発注する建設工事等

### 4. 事実概要

(株)矢口は、茨城県土木部営繕課発注の「日立技専渡り廊下改築工事」において、令和元年9月11日、高所作業に使用するはしごの転位防止措置が不十分であるなど、安全管理措置の不適切により、工事関係者がはしごから転落し、右肘関節脱臼骨折などの重傷を負う事故を生じさせた。

### 5. 指名停止理由

「笠間市建設工事請負業者指名停止等規程」第2条第1項及び別表第1第8号ウに該当する。

#### <笠間市建設工事請負業者指名停止等規程 別表第1>

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故) 8 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。  ウ 工事等関係者に複数の負傷者を生じさせたとき、又は重傷者を生じさせたとき	1箇月

#### 問い合わせ先

笠間市役所総務部財政課契約検査室

笠間市中央3-2-1

電話 0296-77-1101(内線219, 220)